

令和8年度  
ホームレス地域移行支援事業  
業務委託 募集要項

令和7年12月

大阪市

事務局	： 大阪市福祉局生活福祉部自立支援課（ホームレス自立支援グループ）
所在地	： 〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所2階北側
電話	： 06-6208-7924
F A X	： 06-6202-0990
E-Mail	： fa0116@city.osaka.lg.jp

## 第1章 募集内容

### 1 事業名称

ホームレス地域移行支援事業

### 2 募集目的

大阪市内のホームレス数は、ホームレスの自立支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号)施行直後の6,603人から、令和7年1月時点726人に減少している。一方で、ホームレスの高齢化や野宿期間の長期化の傾向が顕著となっており、支援に繋がりにくい方に対するどのようななかたちで支援を行っていくのかが課題となっている。

本市では、居住支援事業として生活ケアセンター、シェルター及び自立支援センターを活用し自立に向けた支援を行ってきたが、集団生活に困難を感じてこれらの支援に繋がらない方が一定数存在している。さらに居住支援事業には繋がるもの、そこにとどまり、安定した居宅生活に移行することが困難な方も存在している。

これらの状況を踏まえ、中長期的に利用可能な個室において自立に向けた支援を行い、もって安定した住居の確保・移行その後の地域生活の定着を図ることとした。民間事業者が有する支援ノウハウや、福祉的な資源を活用し、効果的・効率的な事業運営を行う法人を募集する。

### 3 事業概要

ホームレス地域移行支援事業においては、概ね次の業務を行う。

#### (1) 業務内容（詳細については、別紙「ホームレス地域移行支援事業仕様書」参照）

- ア 住居（安定した住居を構える前の支援場所）の確保及び運営業務
- イ 居宅生活を可能とする支援
- ウ 居宅移行に向けた支援業務（安定した住居探しの支援を中心とする）
- エ 地域生活定着支援業務

#### (2) 支援対象者

大阪市内において都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設で起居する事を余儀なくされたホームレスで居宅生活への移行の意思を持っている者のうち、自立相談支援機関が開催する支援調整会議（又は支援会議）において居宅生活を送ることが可能であると判断され、又は本事業の支援を受けることで居宅生活が可能となることが見込まれると判断されたうえで、本事業の利用が最も効果的であると認められた者

#### (3) 支援期間

3-(1)-イについては原則として3か月以内（最長6か月）とし、3-(1)-エについては1年とする。ただし、支援調整会議において支援期間延長の必要性が認められる場合はこの限りではない。

#### (4) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## (5) 事業規模（契約上限額）

令和8年度委託予定額…37,829千円（消費税を含む）

※精算対象経費（戻入・追給）については、別紙仕様書を必ず確認すること。

※経費の内訳については、業者決定後に本市との協議により決定する。

※令和8年度の契約金額等については、予算編成の過程において規模の変更や実施をしない場合がある。

※また、業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、委託団体のメンバーによる会合等の飲食費や定期会報の発行のような、当該事業と直接関わりのない経費について本市は負担しない。

※契約金額について、受注予定者が提出する事業計画書の業務に必要な経費が次の（5）事業規模（契約上限額）に記載のある、委託上限額を下回る場合は、その金額で契約する。

※契約の締結は、令和8年度予算が発効したときとする。

## (6) 過去の決算額、予算額及び実績

令和6年度決算額…54,294千円

### 【実績】

- ・事業延利用者数…43名

令和7年度委託額…64,819千円

## (7) 費用負担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、大阪市は、契約金額以外の費用を負担しない。

## 第2章 応募資格

- 1 法人、その他の団体、又は複数の法人等が共同する連合体であること（以下「法人等」という。）。個人での申請はできない。
- 2 応募者が連合体を結成して申請する場合は、以下（1）～（7）の要件をすべて満たしているとき限り可能とする。
  - (1) 各応募は、連合体の代表となる代表者を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。
  - (2) 応募申請以後、代表者及び連合体を構成する構成員の変更は認めない。
  - (3) 構成員すべてが次の3から7に記載の基準を満たしていること。
  - (4) 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
  - (5) 応募申請時に協定書の写し（様式自由）を併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの構成員の役割分担が詳細かつ明確に記載されていること。
  - (6) 単独で応募した応募者は、連合体の構成員となることはできない。
  - (7) 構成員は、複数の連合体の構成員となることはできない。
- 3 法人格を有すること。
- 4 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者
- 5 令和7年度・令和8年度・令和9年度本市入札参加有資格者名簿に登録している者については、参加申請時において大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- 6 令和7年度・令和8年度・令和9年度本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者については、参加申請時において、連續して1年以上の営業実績を有し、且つ、納税義務者にあっては、消費税・地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- 7 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- 8 本募集要項 第4章 選定－5に記載の説明会へ参加していること。

## 第3章 応募に関する一般事項

### 1 委託料の支払い

受注者からの請求に基づき、四半期ごとの概算払いとする。(年4回)

### 2 業務の再委託

ホームレス地域移行支援事業業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(2) 仕様書「5 事業概要(3)」に定めること

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び前項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。

ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

### 3 受注者として果たすべき責任

#### (1) 個人情報の取り扱い

業務の遂行に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例及び大阪市情報公開条例の趣旨を踏まえ、適切な管理を行うこと。

なお、プライバシーマーク又はISMS認定を取得している場合は参考資料として提出すること。

#### (2) 情報公開への対応

本業務に関わって作成された文書は、情報公開請求の対象となる。本業務に関わって作成された文書のうち、本市が保有していない文書については、本市は受注者に当該文書を提出するよう

求めることができ、受注者はこれに応じなければならない。

(3) 法令等の遵守

事業実施にあたっては、受注者自らの責任において、地方自治法、社会福祉法、厚生労働省等の国の関係法令・通知等、及び本市の定める関係規定等を遵守すること。

(4) 公正採用への対応

「大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」及び「大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」に基づき、一定規模の事業所については、「公正採用選考人権啓発推進員」を設置する必要がある。

(5) 研修の実施

受注者は、従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務の遂行をするよう、適切な研修を実施すること。

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

#### 4 精算書・事業報告書の提出及び剰余金の戻入

本市が業務委託料につき概算払いを行った場合は、本市会計規則第52条に基づき、受注者は事業年度終了日から起算して20日以内（起算日及び日・祝日を含む）に、本市指定様式により「精算書」を提出し、さらに当該精算により余剰又は不足が生じている場合には、精算書の提出日から起算して20日以内（起算日及び日・祝日を含む）に、本市指定方法により戻入又は追給すること。

戻入又は追給する経費については、仕様書「12 精算対象経費」に定めるもののほか、業者決定後に本市との協議により決定する。

## 第4章 選定

### 1 選定方針

受注者の選定にあたっては選定会議を開催し、同会議委員が審査基準に基づいて評価し、本市がこの評価を踏まえ総合的に判断する。

### 2 公募スケジュール（予定）

#### ○公示期間（応募受付）

令和7年12月12日（金）～令和8年1月22日（木）

#### ○質問受付期間

令和7年12月12日（金）～令和8年1月9日（金）

#### ○説明会受付期間

令和7年12月12日（金）～令和7年12月25日（木）

#### ○説明会（参加必須）

令和8年1月8日（木）開催時間・開催場所（大阪市役所内）については、個別に通知する

#### ○質問に対する回答（福祉局ホームページにおいて公開）

令和8年1月16日（金）

#### ○プレゼンテーション・選定会議（事業者選定に関する意見聴取）

令和8年2月16日（月）14時～16時を予定（大阪市役所 地下1階 第8共通会議室）

#### ○審査結果の通知

令和8年2月27日（金）

#### ○契約締結

令和8年4月1日（水）

### 3 審査基準・配点

#### （1）事業計画 30点

- ・本事業の趣旨、目的が十分に認識され、目的達成を目指す計画となっているか。
- ・実行可能な現実的な計画となっているか。
- ・支援プロセス、事業目標（数値）が明示されているか。

#### （2）事業実施体制 40点

- ・事業目的を達成する十分な支援体制が構築されているか。
- ・居住不安定者の支援、地域移行・地域定着支援等、本事業実施に資する知識・経験を有する人材が確保されているか。
- ・支援に適する住居を確保する方法が示されているか。

#### （3）事業推進力 30点

- ・過去に類似した事業を実施してきた実績があるか。
- ・事業を円滑に遂行するための組織体制、運営基盤、バックアップ体制があるか、又はそれらが構築可能か。
- ・事業を円滑に遂行するために必要な関係機関とのネットワークを有しているか、又は構築できるか。

- ・事業目的達成に資する社会資源を有しており、かつ利用可能か。

ア (1)～(3)の選定基準に基づき、合計点数が最も高い提案者を委託候補者として選定する。ただし、評価点が60点に満たない場合は失格とする。

イ 合計点が最も高い提案者が2者以上（同点）の場合

(ア) 各項目の合計点が同じ場合は、「事業計画」、「事業実施体制」の各項目の合計点が高い者を委託候補者として選定する。

(イ) 上記(ア)における各項目の合計点が同じ場合は、「事業推進力」の合計点が高い者を委託候補者として選定する。

(ウ) 上記(イ)において見積価格が同額の場合は、くじ引きにより決定する。

#### 4 説明会について（応募資格には、説明会への参加が必須となります。）

日 時	場 所
令和8年1月8日（木） 開催時間は個別に通知	大阪市役所内

#### 5 欠格条項

次のいずれかに該当する法人等は、受注者になれない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当している者
- (2) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者、及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置要件に該当している者
- (3) 令和7年度・令和8年度・令和9年度本市入札参加有資格者名簿に登録している者については、参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者
- (4) 令和7年度・令和8年度・令和9年度本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者については、参加申請時において、連続して1年以上の営業実績の無い者、又は、納税義務者にあっては、消費税・地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していない者

#### 6 失格事由

次に掲げる項目に該当した場合は失格とする。

- (1) 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求める事。
- (2) 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 受注者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) 選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正な行為を行うこと。

#### 7 各書類提出期限

##### (1) 説明会参加申請について

受付期間 令和7年12月12日（金）～令和7年12月25日（木）

午前9時から午後5時30分まで（ただし正午から午後1時の間を除く）

提出方法 「説明会参加申込書」（様式1－2）E-mail：[fa0116@city.osaka.lg.jp](mailto:fa0116@city.osaka.lg.jp)により提出

※E-mail送信後に確認のため、必ず申込先まで電話をしてください。  
参加人数は、1法人等ごとに2名までとします。

## (2) 応募申請について

受付期間 令和7年12月12日（金）～令和8年1月22日（木）  
午前9時から午後5時30分まで（ただし正午から午後1時の間を除く）  
提出場所 大阪市福祉局生活福祉部自立支援課（ホームレス自立支援グループ）  
大阪市役所本庁舎2階北側  
提出方法 上記の提出場所に持参すること。郵送などその他の方法による提出は受け付けない。

## 8 質問について

### (1) 受付

募集要項の内容について質問がある場合は、「質問票」（様式1－1）を令和7年12月12日（金）から令和8年1月9日（金）午後5時30分までの間に、事務局あてにE-mail（件名欄に「ホームレス地域移行支援事業 質問票」と記入のこと）で送付すること。

上記受付期間終了後の質問、及びE-mail以外の方法による質問は一切受け付けない。E-mail送信後に確認のため、必ず申込先まで電話をすること。

### (2) 回答

質問に対する回答は、令和8年1月16日（金）に福祉局ホームページにおいて公開する。なお回答については、募集要項等の追加又は修正事項とみなす。

## 9 選定会議について

選定会議は以下のとおり開催する予定。

選定会議：令和8年2月16日（月）

※応募申請を行った団体によるプレゼンテーション及び選定会議委員によるヒアリングを実施。

※応募申請を行った団体に対し、後日詳細を通知する。

## 10 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

## 11 選定後について

### (1) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、全応募者に書面にて通知するとともに、選定結果の概要を大阪市ホームページにおいて公表する。

(2) 選定された事業者（委託予定法人）との契約

大阪市は、事業者選定後、受注予定法人と契約の細目を協議し、令和8年度予算案が市会で議決された後、所定の手続きを経て委託契約を締結する。なお、選定後の辞退は原則として認めない。また、受注の辞退により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

12 その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。